

7監総第792号

令和8年2月5日

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和8年1月27日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

請求人が東京都人事委員会に対して行った措置要求に対し、東京都教育委員会が行った調査について、都及び東京都教育委員会が確認・検証を適切に行ったのか不明確であるとして、調査確認義務の履行状況等について監査等を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

請求人は、監査を求める理由として、職員の安全配慮等について客観的資料が提示されているにもかかわらず、都及び東京都教育委員会が調査確認・検証を行ったか不明確な状態にあると主張している。しかし、この主張にある都及び東京都教育委員会の行為は上記①から⑥までのいずれにも該当しないため、都の財務会計上の行為を対象とした請求であるとはいえない。したがって、本件請求は、住民監査請求の対象にはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。